

## 不審電話に関する事例

### 【概要】

不審電話は、文書（封書）を送付したことや還付金が存在することを示唆し、氏名・住所・生年月日・キャッシュカード暗証番号・家族構成などの個人情報を聞き出そうとしてくるようです。

また、市町村職員を語る人物だけでなく、銀行の行員が登場するなど劇場型の不審電話も発生しているようですのでご注意ください。

### 【事例】

①令和5年12月11日（月）～13日（水）午後頃。

不審な者から被保険者へ「青色の封筒が届いているか。以前提出いただいた書類に不備があったため、再送するので内容を確認のうえ返送してほしい。」との電話があった。

電話対応を行ったのが被保険者の孫であったため「わかりました。」とだけ伝え電話は終了した。

その後、被保険者が広域連合へ問い合わせを行ったところ不審電話であると判明。

同様の連絡があった際は個人情報を伝えないよう注意を促した。

②令和5年12月15日（金）午前。

市役所職員を名乗る女性から被保険者へ「10月1日に通知書を送付

したが、返送がないため電話した。再度通知書を送付する。」との電話があった。

電話を受けた被保険者は「そんなことしなくても、これから市役所へ行く。」と電話を切り、市役所担当課に向かったところ不審電話であると判明。

引き続き不審な連絡があれば警察に相談するよう促した。

③令和5年12月15日（金）午後1時30分頃。

市役所職員を名乗る男性から被保険者へ「医療費関係に関する封筒を送付したが返送がないため電話した。振込先を確認したいため、通帳とキャッシュカードを用意して欲しい。」との電話があった。

市役所職員を名乗る男性との通話終了後、銀行の行員を語る者から電話があり「□□, □□□円をすぐに振込むので、生年月日と暗証番号を教えてください。」と求められ回答。続けて銀行の行員を語る者から午後3時30分～午後4時の間にもう一度連絡行うとの指示を受け、待機していたが電話は無く、銀行の行員を語る者から連絡を受けた番号へ電話しても繋がらなかったため、確認のため市役所担当課へ連絡。不審電話であることが発覚した。

被保険者は不審電話に対して口座情報等を伝えていたため、早急に警察へ相談するよう案内した。

④令和5年12月21日午後1時45分頃。

市役所職員を名乗る者から被保険者へ「制度改正にともなう保険料の還付がある。」との電話があった。

家族の人数、生年月日、ポストに届いた郵便は誰が取りに行くのかを質問され、被保険者が市役所へ電話をかけて確認する旨を伝えると「数日以内に青色の封筒で文書を送付する。」と言われ電話は終了した。

その後、被保険者が市役所へ問い合わせを行ったところ不審電話である可能性が高いと判明。

同様の連絡があった際は個人情報を伝えないよう注意を促した。

⑤令和6年2月7日（水）午後4時40分頃。

市役所職員を名乗る者から被保険者へ「10月に青い封筒を送りました。1月末が提出期限だったが、まだ返送がないため電話しました。□□□円、□□□円の保険料の還付金が発生しています。住所と名前と生年月日を教えてください。」との電話があった。

被保険者が「そちらでわかっているのでは？」と確認するも「市でも把握はできているが、確認のためそちらのほうから教えてください。」と言われ、住所と名前、生年月日を回答した。ただし、口座番号は聞かれず「明日また別の担当から電話します。」と言われ電話は終了した。

その後、被保険者が市役所へ問い合わせを行ったところ不審電話であ

る可能性が高いと判明した。

⑥令和6年3月22日（金）午前12時00分頃。

市役所職員を名乗る男性から被保険者へ、「9月に保険料の払い戻しの申請書を送ったが、手続きされましたか。2019～2023年に累計保険料の差額が発生していて、奥さんは□□、□□□円、ご主人は△△、△△△円の還付金があります。」との電話があった。

電話対応した被保険者は、直近で行った夫の死亡に伴う様々な手続き関係の連絡と考え「手続きしていると思います。」と答えたところ「では振込先を電話で確認させてもらって、手続きを進めますので、振込先を教えてください。」と言われたため、銀行名と支店名、氏名、住所を回答すると「後ほど銀行の者からまた確認の電話がかかります。」と言われ電話は終了した。

その後、被保険者が市役所へ問い合わせを行ったところ不審電話であることが判明した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）